

減損会計の企業財務に及ぼす影響

—— 資産概念の変化と減損会計導入に備えた事前対策について ——

濱 田 弘 樹

(釧路公立大学)

I はじめに

減損会計は平成 17 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から完全実施が決定した。しかし、企業の自主的判断で平成 15 年 4 月 1 日以降の事業年度から早期適用が容認される⁽¹⁾。2004 年 12 月現在、強制適用までの猶予は 1 年強である。その間に、投資事業の選別 —— 不採算事業の再建と売却 —— の財務処理が経営責任として注目される。企業は早期導入か強制適用を待つかが大きく問われている。

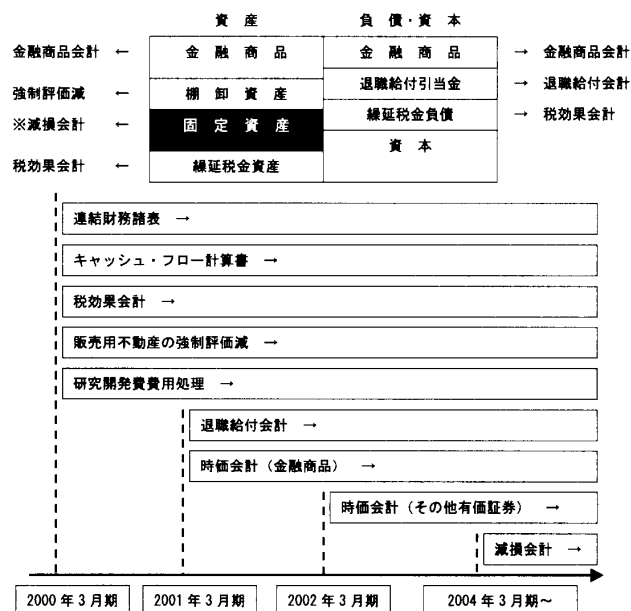
本稿は、以下の 3 点の検討を行う。第一に広義の時価会計である減損会計に対する整理を行う。第二に減損会計が経営・財務に及ぼす影響を考察する。最後に、減損会計不況なる懸念への反証として、固定資産の有効活用と導入後の企業経営を模索する。

構成はⅡで前提となる会計制度改革の補足とともに背景を説明する。Ⅲで適用時期の選択幅と概要を整理し、Ⅳで前倒事例と企業経営の関連を論じる。Ⅴは導入を踏まえた意識改革の方向性を挙げ、Ⅵで導入の事前対策に付随する諸問題を検討し総括する。

Ⅱ 背景・契機

減損会計導入に関連して、会計制度改革を補足するとともに背景と契機を説明する。平成 14 年 3 月期を皮切りに企業会計制度の改正が目白押しである。いわゆる会計ビッグバン⁽²⁾の最大目的は貸借対照表の再構築にあり、有用性の向上にある。

図 1 貸借対照表の再構築

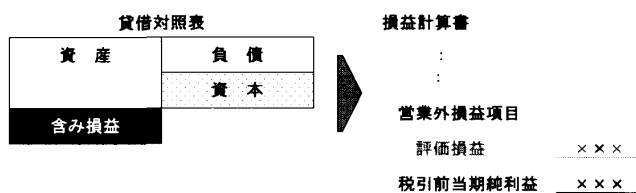


従来、貸借対照表の有用性に疑問が投げかけられてきた。資産・負債は取得原価で評価され、実価価値を必ずしも反映してなかった。すなわち、

貸借対照表が企業の真の体力を表現していたとは言い難い。それが、平成13年3月期より金融資産・負債は金融商品会計で時価評価され、退職給付会計により退職給付債務の計上が余儀なくされた。営業循環過程で生ずる棚卸資産も滞留商品になった場合は、保守主義の観点から減損処理（強制評価減）となる。一連の再構築は固定資産も例外ではない。

これらの共通点は資産・負債を実際価値で計上すること、企業の真の体力を表現することにある。実際価値を表す会計処理は取得原価から脱却し、時価主義による処理である。ただし、時価主義は一律ではない。次の3つに分類できる。

図2 時価会計



資産・負債を毎期末の時価で評価替えし、評価損益（含み損益の合計）を損益計算書にチャージする。狭義の時価会計で売買目的有価証券の評価に採用される。

図3 時価会計

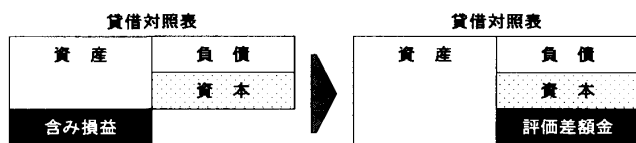
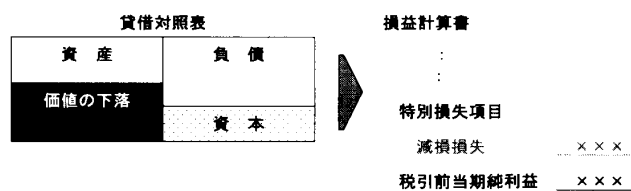


図2と同様であるが、評価損益（含み損益の合計）を損益計算書にチャージせず直接自己資本に計上する。その他の有価証券等の売却予定のない資産を対象とする。評価損益を毎期の損益に反映させるのが妥当でないため、損益計算書によらない。

図4は資産に著しい価値の下落や減損の事実が

図4 減損会計



ある場合、簿価を時価まで引下げ、減損損失や損益計算書にチャージする。固定資産のみならず金融商品や棚卸資産も対象となる。必ずしも毎決算期に時価評価するわけではなく、「一定の事実」が認められる場合に時価を評価基準として重視する広義の時価会計である。

本稿は減損を取上げるが、固定資産をめぐる環境は激変している。固定資産は過去に実施した投資を将来にわたり回収する。長期間に及ぶ投資回収に対応した固定資産の価値減少（減耗）見積り額⁽³⁾は通常、減価償却で費用化する。固定資産の帳簿価格は取得価額から減価償却累計額を控除した額である。従来、帳簿価格は固定資産の将来収益であり回収可能性を上回るとされた。

しかしながら、技術革新、事業ボーダレス化、および自由競争等によって変化し、固定資産をめぐる議論も変化を余儀なくされている。「帳簿価格は回収可能性を上回っている」の前提は崩れ、「固定資産の将来収益性が当初よりも下落し、帳簿価格を回収できない」状況が予見される。こうした固定資産の価値減少額を反映するのが減損会計である。

将来収益性が低下した場合、帳簿価格を引下げて損益計算書に減損損失を計上する。減損会計は資産の継続使用か売却（オフバランス化）を迫る。売却が有利な場合、売却可能価額まで帳簿価格を引下げなければならない。環境の激変は我が国に減損会計を迫るわけだが、導入契機に関して米国と我が国は事情が異なる。

1995年に減損会計を導入した米国は「ビッグバス方式」の抑制が契機とされる。これは固定資

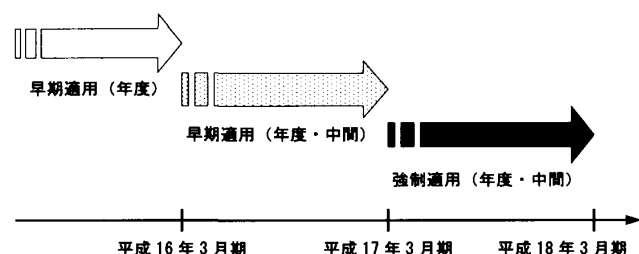
産評価額を下落させて巨額損失を計上し、翌期以降の減価償却費を減額することで業績回復を演出する。経営者の交替時期に顕著に見られ、旧経営陣の膿をはき出し過去最悪の業績とした上で、以後の業績向上は新経営陣の成果であるよう偽装する経営である。恣意的な会計処理の抑制が減損会計の背景にあった。

一方、バブル崩壊後の長期低迷にある日本は、企業の不採算事業を顕在化させて財務健全性を担保すること、また EU で 2005 年以降の導入決定がなされたように、グローバリゼーション⁽⁴⁾ が後押しとなった。

Ⅲ 導入時期・概要

本節は減損会計の適用時期と概要について整理する。減損会計制度化の議論は、企業会計審議会の固定資産部会による報告書でなされた。平成 12 年 6 月の「固定資産の会計処理に関する論点整理」と翌 13 年 7 月の「固定資産の会計処理に関する審議の経過報告」の後、平成 14 年 8 月「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」と併せて減損会計基準を設定した。ただし、減損会計の影響ゆえに関係団体の調整がつかず、当初平成 15 年 3 月期の導入が 2 年近く延期された。

図 5 導入時期



実施時期は準備期間が設定される。準備作業を考慮したものだが、3 月期決算企業の適用時期は平成 17 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から実

施することが適当とし、平成 18 年 3 月期以降に完全実施を見込む。早期適用は 2 段階あり、その 1 年前の平成 17 年 3 月期からを「望ましい」とし、その上でさらに平成 16 年 3 月期の早期実施も「実現可能」とする。実施にこれだけ選択幅があるのは稀有であるが、基準の及ぼす影響が大きい所以である。実施時期は企業スタンスにもよるが、固有事情も考慮した上で決定される。

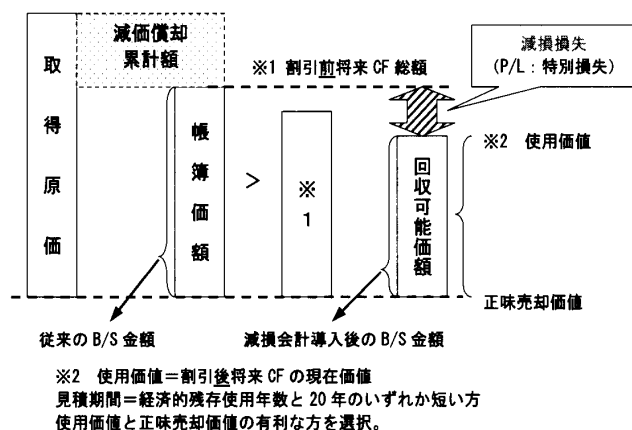
固定資産の減損は次に定義される。①資産の収益性低下により投資の回収可能性が見込めない状態であり、②一定条件の下、回収可能性を反映させた帳簿価額の減額を行う。したがって、減損処理は損失のみが認識される点で時価会計と共通である。しかし、資産の「収益性の低下」に着目した上で、金融商品のように「時価の下落」を直接認識・反映するのでなく、即座に含み損は表面化しない。すなわち、固定資産の時価が下落しようと、収益性が維持されていれば、減損処理を行う必要がない。

減損対象資産は固定資産全般にわたり⁽⁵⁾、有形資産のみならず、営業権等の無形資産や投資目的資産も該当する。資産は将来キャッシュ・フロー等の回収可能性に基づく資産評価額が、帳簿価額（取得価額－減価償却累計額）を上回るのが通常の状態である。しかし、環境の激変や設備投資の失敗などで収益性が当初の見込みを下回れば、評価額が固定資産の帳簿価格に満たない事態も考えられる。

こうした事態について固定資産評価額の減少分を「減損」と認識し、帳簿価額から減額する。減損額は「減損損失」として損益計算書の特別損失とする。資産が将来に生み出すキャッシュ・フロー等により帳簿価格を回収可能かどうか鍵となる。回収可能額＞帳簿価格であれば減損処理は必要ない。企業経営者は使用価値⁽⁶⁾と正味売却価値⁽⁷⁾の有利な方を選択する。両者のうちいずれか大きい方が回収可能価額であり、帳簿価額の差が回収不

能額＝減損損失となる。

図 6 減損会計処理



減損損失の判定と使用価値の算定に将来キャッシュ・フローが必要である。資産の経済価値の算定は、固有の事情を反映した合理的な仮定・予測に基づく。当然、中長期計画の前提数値や外的要因との整合性を満たすことが要件である。

図 7 減損の要否判定

- ① 固定資産のグルーピング（土地、建物、機会、営業権、Finance Lease）
↓
- ② 減損兆候の識別 ※1 →（無）認識不要
↓（有）
- ③ 減損損失の認識 ※2 →（しない）測定不要
↓（する）
- ④ 減損損失の測定（計上） ※3

※1：継続的赤字、事業廃止、資産の遊休化、経営環境悪化、資産価格下落等。
※2：帳簿価額＞割引前将来CFの場合、減損損失を認識し、④へ進む。
※3：帳簿価額－（使用価値＝割引後将来CF or 正味売却価値）＝減損損失

処理手続きはIASやFASBと同様、①資産グルーピングの実施、②減損兆候の識別、③損失の認識判定、④損失の測定計上の順に4段階を踏む。これは、棚卸資産の強制評価減等がないプロセスであるが、実務負担を軽減するため全資産を対象としない。実務上、①②の順序で実施され、また②以降を考慮せずして①の実施も不可能であることから両者は不可分である。なお、前もって減損損失を試算し、損益への影響を意識しながら処理手順を遡る発想は、減損会計の趣旨に合わないことと言うまでもない。

IV 減損対策

IV-1 前倒適用

減損会計ルールが存在しなかった以前に、実質的な前倒適用が存在する。平成14年3月期の三菱地所では総額4,339億円の含み損処理を実施した。商業ビル賃貸物件等に適用し、決算で固定資産評価損1,563億円を特別損失で計上した。最終的に評価差額金約4,000億円を株主資本に計上し、含み損約2,700億円が処理できた。実施しないまま減損会計が導入されれば、含み損が損益計算書に計上され、業績への悪影響が必至である。

同様に、建設機器コマツも大幅な減損処理を実施している。IT不況で収益性が低下した子社工場を減損処理して特別損失約550億円を計上した。当時の連結当期純損失は790億円であり、その約70%も占める損失である。このように前倒処理を実施したり固定設備の臨時償却を行ったりと前倒処理の形態は多様である。

導入を睨んで前倒減損処理以外の方法の事例もある。それは「土地再評価法」を適用事例である⁽⁸⁾。事業用土地を時価評価して含み損益を相殺し、繰延税金関連部分を控除した額を株主資本に計上する。前述、時価会計②の処理である。法律の利用期限である2002年3月末迄には相当程度の駆け込み実施がなされた。この背景は、2006年3月の完全導入が確実視されたことに依拠する。完全導入後は収益性の低下した固定資産のみを対象として減損損失を計上しなければならなくなる。しかし、土地再評価法は含み損益を相殺できるのに加え、損益差額を損益計算書に反映させずともよい。期間損益に影響がでない都合の良い対策となる。

一方で、準大手ゼネコン等の経営再建を断念する企業もある。減損会計に耐えられない体力面の問題が理由である。公共事業の縮小による低迷に

加え、巨額な含み損処理は企業の自助努力の範囲を超え、企業の存立基盤を揺るがす程の影響を及ぼしている。

なお、実質的な早期適用に批判的論調は少ない。負の遺産（＝含み損）の顕在化処理は財務健全化ツールとして評価される傾向が強い。長期不況を背景に財務状況が毀損している現在、前向きに財務処理を行えば当然それに見合った評価が下されるのも当然であろう。減損会計を制度外で前倒しし、かつ早期適用への高評価が下される今日、平成16年3月期に減損会計を適用すべきか、強制適用を待つべきか非常に難しい判断が迫られた。

IV-2 適用と企業経営

基本原則は減損会計を一刻も早く断行すべきである。資産の健全化と財務安定化を目的とすれば、価値が毀損した資産処理は先送りすべきでない。適用を遅らせれば、自ら問題の先送りを宣伝しているに他ならない。確かに、開始時期に選択幅がある自体問題であるが、比較可能性に依るといふ重要な使命を会計制度が帯びている以上、一律に適用すべきである。

減損会計は事業の将来収益性を見極める会計であり、経営理念を語る上で収益性の向上は欠かせない。したがって、減損会計基準は企業経営自体を評価するという必然的役割を担う。企業経営は投資額以上のリターン獲得が絶対命題であり、もし不採算部門が存在することは、経営の失態を認めることでもある。失態を適宜開示しなければアカウンタビリティは果たせない。こう解釈すれば、早期適用は不採算部門のリストラや資産健全化に対する評価を受けつつ、同時にマーケットでポジティブな扱いとなろう。逆に、適用を様子見すれば、厳しい取り扱いを受ける可能性は避けられそうにない。

確かに、社内における受入体制の未整備や割引キャッシュ・フローの複雑な計算による遅れから

適用できない場合もあろう。しかし、早期適用企業がある中で準備不足を理由とすればマイナスイメージに捉えられる。というのは、減損会計に関する意見書や具体的な適用指針は既に1年以上前に明示されているからである。

加えて、減損会計の導入は企業経営者の裁量に大きく依存している。経営者の情報開示への姿勢・意識が決定的要因となる。手続上の準備不足を理由にすれば、自覚なき企業との烙印を押されても止むを得ない。ただし平成16年3月期の現状では、経営者意識がそれほど高くないと思われる。それは、早期適用が例外的扱いのためにもよる。

バブル時に開発に注ぎ、明らかに失敗事業が存在する以上、強制適用まで悠長に構える行為は不誠実である。土地を担保に建設したビル、需要予測を見誤った施設、稼働率が低下した工場・遊休地等は滞留している場合が多い。バブルの痕跡は減損会計ルールが未整備な中で躊躇し続けた負の遺産である。これらは減損会計基準の設定と同時に処理すべきである。

ただし、減損会計基準によって帳簿価額を切下げることが根本解決を示していない。あくまで基準に応じて財務諸表に真の姿を写し出すことに意義は認められるが、事業失敗に対する経営責任が付着することは言うまでもない。それを前提に減損事業の展望（撤退か継続か）の判断を下すことが重要である。換言すれば、事業の将来キャッシュ・フローの改善への不断の努力が継続するのである。

V 意識改革の醸成

V-1 適用の困難性と企業経営の姿

導入すべきか困難を伴うのが、バブル後から現在に至る不況で徐々に傷つきつつある事業である。製品価格・販売数量の低下、稼働率の下落による営業赤字の発生等、事業投資時点の計画を裏切るもので「減損の兆候」が徐々に現れる事業である。

これらは、どのタイミングで導入時期を選択するかが残されている。

早期適用する場合、全事業プロジェクトについて資産グルーピングし、一律に減損の兆候を認識しなければならない。一部適用や、事業によって適用を遅らせることは許されない。つまり、バブル時代の案件が存在すれば、減損会計を一律適用することが必然であり選択の余地はない。そういったものが処理済みであり、バブルの清算から一歩進んだ段階にある企業、いわゆる長期不況で事業の減損兆候が顕在化しつつある企業においては、適用時期が早いほど良いとは限らない。確かに、損益が計画と比べて悪化しているとはいえ、改善余地が残されている場合もある。それらを一律に適用させるのは会計の暴力に等しい行為である。毀損した不採算事業の再建に充てる時間が残されていても良いと考える。そう解釈すれば、平成16年3月期から平成18年3月期の期間は再建に残された最後の期間と捉えられる。

減損会計導入後の企業会計は次に位置づけられる。減損会計は事業投資の失敗が撤退損失により計上されるのではなく、採算悪化の「兆候」と将来収益性（将来キャッシュ・フロー）の低下に基づく事業価値の評価によって「減損損失」として示される。事業の不振や失敗による発生損失が、事業の将来計画へのマイナス面を通して、減損会計の形をとって財務に反映されるのである。したがって、常に事業投資とリターンの正常な関係が要求され続ける。換言すれば、事業別の株主資本経営そのものと断言できる。減損会計は企業経営の厳格さを実現するツールであり、経営責任会計のさらなる強化とも見れる。

減損会計導入後の厳しい会計・経営へ突入する前に、不採算事業を洗い出し、再建に向けた具体的施策をとる。それが強制適用までの2年間の準備である。つまり、猶予ともいえる2年間は事業プロジェクトの収益性を常に評価し、導入前に経

営意識の醸成を図ると同時に不採算事業の立て直し期間であるとの自覚が必要である。採算悪化で即刻「減損損失」の計上という企業会計の世界を控えて、せめて準備期間を活用して経営体制を磐石にしなければならない。

V-2 意識改革の要点

適用時期の検討は不可欠であるが、経営者が適用後の企業会計・経営の姿をどう自覚するかは重要であり、覚悟の上で適用に踏み切らなければならない。減損会計は一過性でなく、経営根幹に関わる大改革に他ならない。無自覚で早急な適用は無謀であり、その意味で経営者は意識改革の醸成が不可欠である。それには次の3つの要点が考えられる。

① 資産概念

資産は将来の損益計算書における費用項目であり、「費用・収益対応の調整弁」として格納されてきた。加えて減損会計導入後は将来的に費用を上回る収益力があるものに資産性が付与される。収益力が低下すると採算線まで資産価額は切下げられる。つまり収益獲得に貢献するものが「資産」と定義される。

② 強化される経営責任会計

株主に対する経営責任の明確化であり、経営者はコーポレート・ガバナンスを従来以上に意識した経営が要求される。減損会計を借りて我が国にもコーポレート・ガバナンスが機能する。

③ アカウンタビリティ

減損会計は撤退損失でなく、不採算部門の資産簿価切下げで生じた「減損損失」を計上する。経営者の「事業撤退」という意思決定を待たずに発動される。「意思決定」による損失計上ではなく、「見識と自覚」に依存する計上である。したがっ

て経営責任の不達成を経営者自らが表明しなければならない。不採算事業から撤退しない場合は合理的説明が要求される。なお、減損損失を積極的に計上したとあって、もはやマーケットから評価を受けることも期待できない。厳しい責任追及がなされる時代となる。

経営失敗の表明に躊躇し、減損損失の計上を先送りするほどリスクが高い。再建への努力もむなしく、採算性の改善が未達成だった場合、過去の決算に遡って減損損失を非開示にした責任が追及される。そうなれば減損損失を計上するも、改善努力しつつ先送りするのも厳しい事態に直面する。今後はアカウンタビリティが機能し、厳格な企業会計へと変貌を遂げるのが確実である。

VI 会計基準・事前対策の問題

ここでは早期適用に付属する問題および事前対応スキームの問題について検討に加える。会計基準の道筋と処理指針が明示されたとはいえ、幾つか明確なルールが置き去りにされているからである。減損会計導入を見据えた事前対策に全く問題がないわけではない。

第一の問題は資産評価と公表のタイミングである。減損損失はあくまで、事業評価（採算性の低下）に基づき損失計上するものであり、それは時間経過とともに徐々に生じ、減損の兆候を認識する手順を踏むことで顕在化する。そして、事業評価をどのタイミングで「減損の兆候・認識」を行うべきか明示しなければならない。タイミングに合理的必然性が伴わなければ処理そのものに疑念を生じさせる。例えば、当期に処理する場合、説得力に欠ければ単に決算調整ではないのかという疑念を与えやすい。また公表タイミングに詳細な規定も存在しない。例えば、第1四半期で減損損失を公表すれば、前期の後発事象とすべきとの主

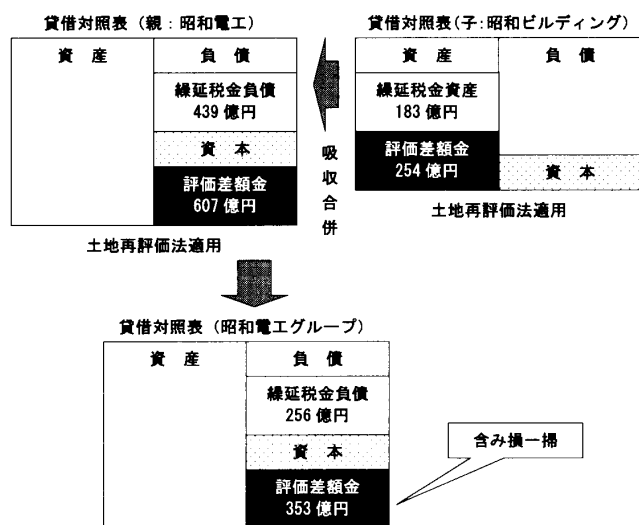
張もあり、逆に期末直前では意図的な決算調整とも取られかねない。したがって、経営者はなぜそのタイミングで計上するかの合理性が問われる。

第二に、企業業績の「V字復活」に利用される懸念を減損会計基準が完全に払拭できていない。不採算事業を顕在化させるべく導入する我が国であるが、我が国にも米国のビッグバス方式同様の問題が横たわっている。2004年12月現在、日本経済は若干の回復基調にある。減損会計は経営者の裁量権が確保される点を既述したが、かえってその点に問題がある。減損会計は保守的な財務健全性をアピールする性格が備わっており、業績回復のために損失計上は格好の手段となる点が危惧される。すなわち、減損会計導入を見据えて、米国企業における経営手法——過度な保守的手法を用いて企業の復活を印象付けさせる方策——に減損会計を利用しないとは断言できない。通常、経営失態を認める損失計上は受け入れ難いが、昨今の企業再編でも明らかなように、損失を先送りせず利益を生み出せる新体制で臨める意味で建設的との判断も働くであろう。過度の保守的経営は許すべきでないが、導入を考える上で慎重を帰すべき問題が残される。

最後に、事前対応の問題が未解決である。減損会計導入を睨んで、対策に余念のなかった事例は多数ある。例えば、土地再評価法の活用や資産証券化の利用等である。これらの共通点は資産の効率性向上にあり、貸借対照表項目の改革が問われる点である。事前対策の中には、近年の企業再編を絡めて資産の評価減を行い、減損損失の計上回避を狙うようなものも存在する。これらが全く問題なしとはいえない。以下に、土地再評価法および企業再編を絡めた事例を挙げる。

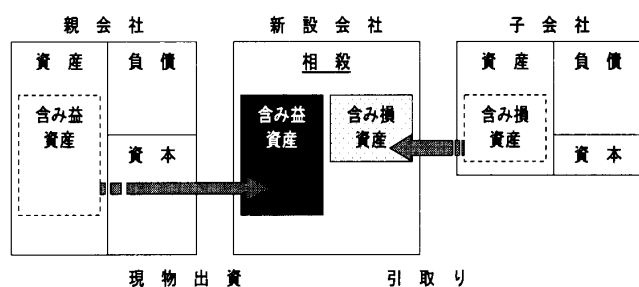
昭和電工は2000年12月期に土地再評価法を適用し、再評価差額金607億円、それに関わる繰延税金負債439億円を計上した。翌年度に昭和ビルディング（子会社）が土地再評価法を適用する。

図8 土地再評価後の子会社吸収



昭和ビルディングの土地は含み損が生じており、再評価差額金に▲254 億円、それに関わる繰延税金資産 183 億円を計上している。その後、昭和電工は子会社を吸収合併して再評価差額金 353 億円、繰延税金負債 256 億円を計上した。土地再評価法の活用により損益計算書を通さず土地の含み損益を相殺して含み損を一掃した。

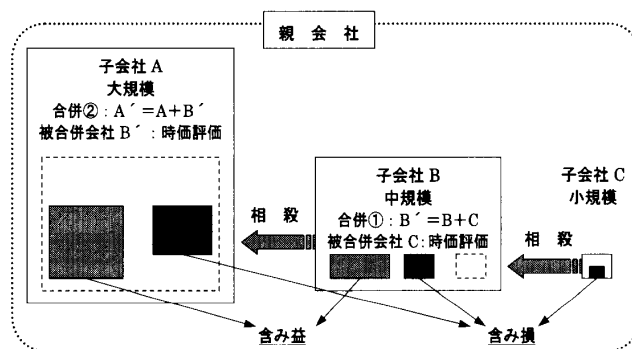
図9 新設会社設立後の現物出資



東武鉄道グループは親会社が持つ含み益資産（不動産）を新設会社に現物出資する。新設会社は東武グループ子会社が持つ含み損資産（不動産）を買取り、後から土地再評価法を活用して含み損と含み損を相殺した。特定資産に生じた含み損益のみをオンバランス化できた。

三井不動産はゴルフ場開発子会社の含み損処理のため、子会社同士を合併させて含み損を一掃す

図10 子会社合併（パーチェス法）



る。パーチェス法は取得された側の資産は時価評価される。一方の子会社が他方の子会社よりも規模が大きい組み合わせで合併を繰り返すことで、資産の時価評価と含み損益の相殺が可能となる。

なお、企業グループ内で合併や会社分割等で事業移転を行い、商法の資本充実原則を盾に資産価額の評価減を認めさせる方法もある。減損損失の損益計算書計上は必須だが、企業再編で資産価額を切下げた場合、生じた損失は損益計算書に計上しない。減損会計はオフバランスのものをオンバランスする目的があるのに、企業再編による事前対策は依然オフバランスである。グループ内でいかに再編しようと連結財務諸表への影響はないはずだが、単独財務諸表をベースとする商法を根拠に連結財務諸表がそれに倣う異常事態でもある。

債権者保護を目的に資本の減少を抑制する商法は、時価以下による資産価額の受入れを根拠として含み益が認識できる。また、企業再編税制で税法が独立し、企業再編について会計がフリーな立場を得たにもかかわらず、税務上は簿価移転を前提に含み益を認識し資本を増加させる。これは企業結合会計の未整備に原因もあるが、理念なき対策——減損損失の計上回避——は糾弾されるべきである。

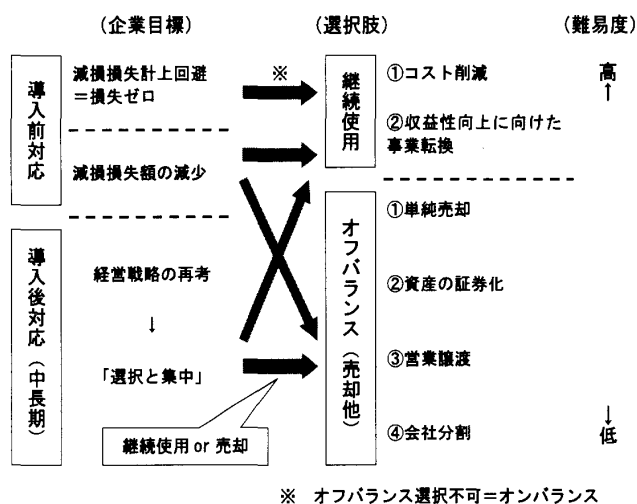
以上、事前対策の問題を指摘したが、減損会計導入前に他に方法がなかったといわれれば、反論出来ないのも事実である。企業が財務健全化に注力している点は一応評価すべきである。これを考

慮すれば、企業再編を絡めた事前対策にさほど批判がないの頷ける。ただし、導入後はこうした減損損失の計上回避は容認すべきでない。

VII ま と め

減損会計導入の企業財務に及ぼす影響と、その影響ゆえに準備期間が設定されたことを述べたが、導入に備えて企業が行うべき対応を以下に図示する。

図 11 減損会計への対応



収益性が低下した事業を抱える企業は減損損失の計上が予想される。当面の対応は2つある。①損失計上を回避する(減損損失=0)、または、②減損損失を減少させる。前者は、事業を継続保有して収益性向上が急務となる。遊休地の有効活用や原価低減活動などが考えられる。しかし、企業が何ら対策を講じなかったことは稀であり実現性は困難である。その点で後者は現実的で、収益性を向上させる発想に加えて、その発想から開放されるオフバランス化(売却)処理も考えられる。

以上が当面の対応だが、現実には中長期の対応を勘案しなければならない。中長期の経営戦略の中で「継続保有」か「オフバランス」か、資産所有の意義の再検討である。オフバランス化は昨今

の企業経営の「選択と集中」に他ならない。オフバランス化のメリットは成長戦略に経営資源を集中できる、資産の価格変動リスクから開放される、法人税額を減少できる⁽⁹⁾、および財務健全化と資産効率を向上できる等が挙げられる。当然、努力しだいで減損損失の回避可能性も残る、キャピタル・ゲインを享受できる等の継続保有のメリットも比較されねばならない。

減損会計が平成16年3月期からの導入であることを自覚すべきである。準備期間は不採算事業の再建を軌道に乗せられると判断した場合、財務処理を待つことが出来る。無理ならば早々と実施すべきであり、それが経営者責任である。土地再評価法ならびに企業再編に伴う含み損処理等の事前対策の期間も限られつつあるが、減損会計と代替施策(事前対応)とでは後の損益に与える影響が異なるため、検討の余地が残されている。基準と適用指針により早期適用が認められた現在、事前対策の選択にも説明責任が求められる。

なお回復基調の我が国経済に減損会計が足枷となるかは、次の観点で否定する。第一に、バブルの負の遺産を一掃する意味で減損会計は最後の機会である。第二に、長期不況で徐々に毀損した事業は準備期間内に改革を推進していく他に道はない。それに耐えられなければ、資産売却、工場閉鎖、および事業撤退をして事業再編の加速、人材流動化、および不動産の供給増加など多方面に影響が波及する。減損処理に耐えられる企業とそうでない企業の二極分化を考慮しても、財務への積極関与を評価するならば経済全体にプラスである。

今後は、平成18年3月期以降の企業財務への影響をトレースするとともに、残された課題・問題に対する動き、および減損会計より派生する二極分化の現象を体系的に捉えたい。

〈注〉

- (1) 早期適用以前は減損処理が認められなかった。財務体力に勝る企業が収益性の低下した資産を売却したり、土地再評価法で含み損の処理を行った。逆に体力に劣る企業は含み損を抱えたままである。
- (2) 新会計基準に平行して、独占禁止法改正（持株会社解禁）やの商法改正（株式交換・会社分割）が実現した。
- (3) 将来収益や資産リスクの見積りは企業に依存する。従来のように数値の正確性・妥当性を担保することが困難となる。資産グルーピングや将来キャッシュ・フローの見積りなど経営者は深い知識を必要とする。
- (4) FASB は SFAS 121 号「長期性資産の減損および処分予定の長期性資産の会計処理」と SFAS 144 号「長期性資産の減損または処分に関する会計」であり、国際会計基準委員会（現 IASB）は IAS 36 号「資産の減損」である。
- (5) ①製造設備、②営業拠点、③本社ビル、④研究施設、および、⑤遊休地が対象である。
- (6) 資産の継続的使用と使用後の処分により見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値。
- (7) 資産の時価から処分費用見込額を控除した価額。
- (8) 1998 年 3 月に議員立法で制定された。取得原価を原則とする商法第 34 条第 2 項の特例を設け、事業用土地を時価で再評価できる。
- (9) 減損損失を計上しても損金不算入が予想され課税所得は減少しない。逆に、資産の売却損失は損金算入される。

参考文献

- 青木茂男稿「ビッグ・バスによる V 字回復の質」『企業会計』Vol. 56, No. 4, 2004 年。
- 伊藤大義稿「固定資産への減損会計の導入と問題点」『企業会計』Vol. 55, No. 2, 2003 年。
- 企業会計審議会編「固定資産の会計処理に関する論点整理」2000 年。
- 島原宏明稿「特集：商法から見た会計の考え方——固定資産の減損会計」『企業会計』Vol. 56, No. 11, 2004 年。
- 米山正樹稿「減損処理と現行ルールの内的整合性」『会計』第 160 巻第 3 号, 2001 年。
- * 本稿は、平成 16 年 11 月の日本財務管理学会第 19 回大会（富士大学）の報告をまとめたものである。